

基勞補発第 0331001 号  
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項について

義肢等補装具支給要綱（以下「支給要綱」という。）の改正等については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331005 号により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

- 1 支給要綱の 2 「支給種目」について
  - (1) 筋電電動義手について
    - ①-2 の「筋電電動義手」については「特別種目」としているが、「義肢等補装具専門家会議報告書」における「基準外の種目」と同様であること。
  - (2) 床ずれ防止用敷ふとんについて
    - ⑯の「床ずれ防止用敷ふとん」については、「褥瘡予防用敷ふとん」から「床ずれ防止用敷ふとん」に名称変更したものであり、支給する義肢等補装具としては何ら変更はないものであること。
- 2 支給要綱の 8 「支給及び修理の手続」について
  - (1) 申請書について
    - 平成 20 年 4 月 1 日以降、改正前の「義肢等支給・修理申請書」により申請された場合であっても、受付を行うこと。
    - なお、筋電電動義手若しくは重度障害者用意思伝達装置の支給又は修理を希望する者については、その旨を余白に記入させること。
  - (2) 申請書の提出先について
    - 平成 20 年 4 月 1 日以降、労働基準監督署に「義肢等支給・修理申請書」（支給要綱の様式第 1 号）（以下「申請書」という。）が提出された場合に

は、提出先の変更について懇切・丁寧に説明した上で、労働基準監督署で受け付け、事業場の所在地を管轄する労働局長に回送すること。

(3) 申請者の障害等の照会先について

「申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所等」の「等」とは、社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置していない町村の福祉担当課を指すものであること。

3 支給要綱の9「筋電電動義手の装着訓練及び適合判定」について

適合判定結果が装着不可の場合、申請者が筋電電動義手の装着を希望しないことを申し出た場合又は支給要綱の3の支給基準を満たさないことが判明した場合であって、申請者が書面により筋電電動義手に代えて義肢を希望したときは、申請書の筋電電動義手を義肢に修正した上で、義肢の支給の手続を行っても差し支えないこと。

4 支給要綱の10「症状照会」について

ストマ用装具については、障害（補償）給付請求書又は障害（補償）給付の認定に係る復命書又は診療担当医師からの意見等により、ストマ用装具の支給の可否、支給する製品の種類及び支給数の判断ができる場合には、症状照会を行うことなく、承認又は不承認（以下「承認等」という。）をしても差し支えないこと。

5 支給要綱の11「採型指導」について

筋電電動義手に対する採型指導は、原則として、申請者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関において行うこと。

6 支給要綱の17「施行期日」について

改正後の支給要綱については、平成20年4月1日以降に承認等をするものについて適用するものであり、平成20年3月31日以前に申請を受けたものであって未だ承認等を行っていないものについても、平成20年4月1日以降は改正後の支給要綱により支給又は修理の可否の判断を行うものであること。

なお、支給要綱に定める支給基準及び修理基準に掲げる価格は、平成20年4月1日以降に発行する注文書に係る義肢等補装具の支給又は修理に要する費用の額について適用するものであり、平成20年3月31日以前に承認したものであっても、平成20年4月1日以降に発行する注文書については、改正後の費用の額を適用すること。

7 外科後処置実施要綱の運用について

筋電電動義手の申請者において、障害（補償）給付を受けると見込まれる者であっても、外科後処置実施要綱の2の対象者として取り扱うこと。

## 8 改正後の支給要綱の周知について

### (1) 本省の実施事項

ア 平成20年3月末までに都道府県労働局（以下「局」という。）並びに障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者あてにリーフレットを送付する予定であること。

イ 平成20年5月末までに局並びに障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者あてにパンフレットを送付する予定であること。

### (2) 局の実施事項

ア 都道府県医師会に対して、本省から送付するリーフレット、パンフレット等（以下「パンフレット等」という。）を活用し支給要綱の改正内容を周知すること。

イ 義肢採型指導医及び義肢等補装具製作業者に対して、本省から送付するパンフレット等を活用し支給要綱の改正内容を周知すること。

ウ 局のホームページに、本省から送付するパンフレット等の内容を掲載するなどの措置を講じること。

エ 義肢等補装具支給対象者から問い合わせがあった場合には、支給要綱の改正内容を説明すること。